

＜吉原高校における生徒指導に係る共通ルール＞

以下の共通ルールについて、趣旨を教職員、生徒、保護者が共有し、理解に努め生徒指導を行う。

1 生徒との連絡ツールの使用について

個人的な指導や私的なやりとりは行わない。電話番号、メール及びSNS等のアカウント等の連絡先を交換しない。ただし、緊急の連絡を必要とする場合、又は生徒の安全・人命等に関わる場合で、早急に連絡を必要とする場合はこの限りではない。

(1) 生徒へ連絡を行う場合

- ・生徒への連絡は生徒個人の携帯電話には行わず、生徒宅の固定電話か保護者の携帯電話に連絡を行う。
- ・連絡が取れない場合は、学校の電話から、またはCラーニング、Google Classroomを用いて生徒に連絡をとる。
- ・個人の携帯電話からの通話、私的なツールでの連絡は禁止とする。

(2) 生徒・保護者からの連絡を受ける場合

- ・原則、学校の代表電話に連絡するよう依頼する。
- ・勤務時間外の場合は、Cラーニングでの連絡を依頼する。
- ・緊急時は学校の緊急電話（090-8953-5096）へ連絡するよう依頼する。

2 生徒との面談や相談等の実施方法について

(1) 原則、校内又は保護者在宅時の生徒宅で実施する。

(2) 組織的に対応し、教職員間で情報を共有する。

(3) その他

- ・突発的な個人面談や相談、やむを得ず1対1で実施する場合は、学年主任、管理職にあらかじめ連絡する。
- ・面談、相談時には、態度、発言等に留意し、ハラスメントに繋がるような威圧的な態度や発言は行わない。

3 教職員の自家用車への生徒の乗車について

原則、自家用車には生徒を同乗させない。ただし、緊急時の場合を除く。

4 教育活動における撮影機器の使用について

教育活動において児童生徒を撮影する際には、原則として学校が所有する公的端末（デジタルカメラ等）又は学校から教職員に貸与されている端末（一人一台パソコン等）を使用する。

ただし、学校広報活動や教育活動等に支障が出る場合で、管理職の許可を得た場合に限り私的の端末の使用を可能とする。

5 その他

何事も基本は「ほうれんそう」。また、判断に迷う場合は、管理職に相談する。